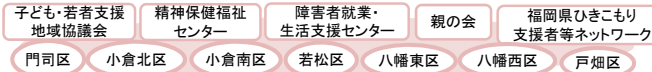


市町村におけるひきこもり支援の取組例(北九州市)

- 平成21年度に、北九州市ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」を開所。「すてっぷ」への相談件数は年々増加しており、困難ケースも増加。令和2年度から、各区役所等関係機関との連携強化を図るための職員を1名配置。
- 「すてっぷ」では、ひきこもり相談支援コーディネーターによる電話・来所・訪問による相談支援や、フリースペース(居場所)等を実施。居場所は、民間のネットワーク「緑が輪ネットワーク」と連携し、幅広い世代を対象としたものや、40歳代以上の方に限定したものを設け、個々の支援対象者に応じて対応。
- 平成29年度からは、日本プロサッカーリーグ(Jリーグ)のギラヴァンツ北九州と共同で「ギラヴァンツオープンマインドプログラム(GOP)」を実施し、ひきこもりがちな方を対象に、サッカー観戦や運動体験、ボランティア体験等の社会参加の場づくりを実施。

人口:943,793人(登録人口)
(令和3年1月末日時点)



相談支援

臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士が、来所相談、電話相談、訪問相談を実施。
当事者、家族、友人、親戚、関連機関からの相談を受け付ける。

【対応件数(延べ件数)】

	H27	H28	H29	H30	R1
	1,518	1,975	1,920	2,288	2,485

ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」

※NPO法人へ委託

広報事業

- ・HP(随時更新)・事務局ブログ(随時更新)
- ・メール配信(1回/月)
- ・パンフレット・チラシの配布
- ・Café☆Tera、かふえ☆バロンの情報発信等

緑が輪ネットワーク

地元企業や農園経営者、寺住職、主婦など地域の様々な人で構成された民間ネットワーク。地域の力を借りた居場所づくりやイベントを実施し、行政の取組と連携。

社会参加に向けた支援

フリースペース(居場所)

- ◆やわらかカフェ: 毎週 火・木
- <「緑が輪」との共有フリースペース>
- ◆Café☆Tera(月2回 不定期)
- ・地域支援者(お寺)が、本堂をフリースペースとして開放。
- ・月1回、インターネットラジオにて、マスターと参加者によるカフェトークを配信。
- ◆かふえ☆バロン(月1回 不定期)
- ・地域支援者が、自宅をフリースペースとして開放。参加者みんなで料理を作って食べるイベント。
- ・みんなで手間をかけた作った料理を食べる達成感が人気。
- <40代以上限定フリースペース>
- ◆8K(月2回 不定期)
- ・40代以上の専用のフリースペース。
- ・当事者が孤立せず、横のつながりを作る。
- ・就労に対する不安が強い方への段階的な就労体験。
- ・2ヶ月に1回程度、飲み会を開催。



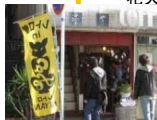
イベント・講座

- ◆やわらかひだまりカフェ
- >「やわらかカフェ」の拡大版
- ◆女性限定フリースペース「レディースカフェ」
- ◆講座・シンポジウム
- > 専門家や当事者・家族等が登場



クラブ活動

- ◆イラスト部: 隔週(月/1~3回)
- ◆合唱部: > 課外活動、高齢者施設の慰問
- ◆写真部: > 訪問先: 長崎街道、植物公園、花火大会、写真カフェの開催など
- ◆デジタル工房 > イベントのチラシ作成
- ◆アニソンカラオケ大会 > アニソンのカラオケ大会



ギラヴァンツオープンマインドプログラム

プロスポーツチーム(ギラヴァンツ北九州)との共同で、スポーツを通して、体を温め、心を開き、参加者同士が繋がり、社会復帰へのきっかけづくりを目的とするプログラム。

「観る」(観戦体験)

心の仕組みやサッカー観戦の講座を実施。解説を聞きながらのギラヴァンツ北九州を応援。



「する」(運動体験)

ギラヴァンツ北九州のコーチの指導による運動プログラム。



「支える」(ボランティア体験)

試合の際に、スタジアム内のゴミの回収やゴミステーションの管理を実施。



平成29年6月~
・実施回数: 15回
・参加延べ人数: 313人

市町村におけるひきこもり支援の取組例(石狩市)

- 平成24年度に、若者のひきこもりやニートが社会問題化していたことを背景に、「石狩市若者相談支援事業」をNPO法人(障がい者相談支援事業者)に委託して開設。39歳までを対象とした若者支援と障がい者の相談支援を開始する。
- 平成26年度に、石狩市子ども・若者支援地域協議会を設立。障がい者の相談支援を分離し、若者支援に特化した相談窓口をNPO法人ジェルメ・まるしえに委託して「相談室 まるしえ」を開設。
- 令和2年度に、「8050問題」が社会問題化したことを背景に、相談の対象年齢を64歳まで引き上げ、子ども・若者に限らないひきこもり、不登校などの悩みを抱える方の相談や居場所づくりをNPO法人ジェルメ・まるしえに委託して「石狩市ひきこもりサポートセンター」を開設。(国補助金「ひきこもりサポート事業」等を活用)

人口: 58,282人(令和2年12月末日時点)
*ひきこもり状態にある方の推計値
約200人(平成30年市調査)

相談窓口

不登校・ひきこもり状態の方やその家族の相談支援を実施(電話相談、来所相談、訪問相談)
臨床心理士・精神保健福祉士等の専門の資格を持った支援員が、ひとり一人の事情や思いに寄り添い、オーダーメイドの支援を実施。

【相談実績(延べ件数)】

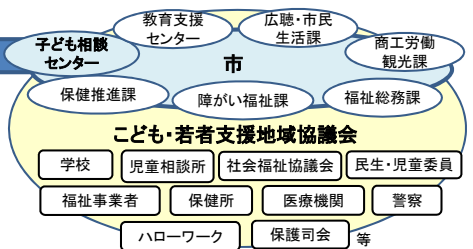
	H26	H27	H28	H29	H30	R1
	545	590	447	415	689	1,206

※「自立相談支援事業」(国負担金)を活用

石狩市ひきこもりサポートセンター



委託



青年期グループ

- ・10代後半からの青年期が対象。週1回1時間30分実施。
- ・少人数でゲームやスポーツ、おしゃべり。



◆利用者の声◆
・沈黙が痛くない場所。
・自分に少し自信がつき、アルバイトなど通う前はできなかったことができるようになった。

女性グループ

- ・女性が対象。週1回1時間30分実施。
- ・カフェでケーキを食べながらおしゃべり。



◆利用者の声◆
・女子会に参加してから外出へのハードルが下がり、人とのコミュニケーションがとるようになった。

中高年グループ

- ・30代以上が対象。
- ・月2回1時間30分実施。
- ・少人数でゲームやおしゃべり。

親の会

- ・不登校の方、ひきこもり状態にある方の家族の集まり。
- ・それぞれ月1回2時間実施。

中高生グループ

- ・中高生が対象。週1回1~2時間実施。
- ・少人数でゲームや外出。



◆利用者の声◆
・まるしえに来るといつも落ち着く。
・思いやりがあって楽しいところ。

学習室パパン

- ・週3回1~2時間実施。
- ・地域の方や退職教員の方が学習をサポート。
- ・学校を長期に休んでいた方の学び直しや、高卒認定資格の取得などの目的でも利用。



※「生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業」(国補助金)を活用

お仕事練習喫茶まるくる

- ・週1~3日半日程度実施。
- ・アルバイトや就労の前に働く準備・練習を行える場。



Cafe まるくる
水・木 11:00~15:00 ※NPO法人独自事業

子ども食堂(まるくる子どもCafe)

- ・月1回開催。



※「石狩市子どもの居場所づくり推進事業交付金(市交付金)」を活用

3 生活困窮者自立支援制度関連

生活困窮者自立支援制度予算

H29年度予算:400億円 H30年度予算:432億円
 H31年度予算:438億円 R2年度予算:487億円
R3年度予算案:550億円 ※重層的支援体制整備事業分を含む

包括的な相談支援

◆**自立相談支援事業**
 (全国905福祉事務所設置自治体で1,317機関(平成31年4月時点) 国費3/4

- 〈対個人〉
 ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
 ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成
- 〈対地域〉
 ・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

◆**福祉事務所未設置町村による相談の実施**
 ・希望する町村において、一次的な相談等を実施 国費3/4

◇**アウトリーチ等の充実**
 ひきこもりなどの社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対するアウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化 国費10/10

◆**都道府県による市町村支援事業** 国費1/2
 ・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

◇**都道府県による企業開拓** 国費10/10
 ・就労体験や訓練を受け入れる企業等の開拓・マッチング

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



住居を失うおそれのある困窮者への住居確保給付金の支給

令和3年度当初予算案:298億円の内数

○ 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。

【実施主体】 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体、905自治体)

【補助率】 3/4

【支給対象者】 ①離職・廃業後2年以内の者

②給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者
※令和2年4月20日省令改正により支給対象者を拡大

【支給要件】 ・収入要件:世帯収入合計額が①と②の合計額を超えないこと。

- ① 市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12
- ② 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の収入要件(目安):単身世帯:13.8万円、2人世帯:19.4万円、3人世帯:24.1万円

・資産要件:世帯の預貯金の合計額が上記①の6月分を超えないこと(但し100万円を超えない額)

※東京都特別区の資産要件(目安):単身世帯:50.4万円、2人世帯:78万円、3人世帯:100万円

・求職活動等要件:公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

10か月目以降の延長を申請しようとする場合は、3月分を超えないこと(但し、50万円を超えない額)とする

【支給対象者】②による受給者については、再延長期間(～9か月目)までは求職の申込は求めない

【支給額】 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の支給額(目安):単身世帯:53,700円、2人世帯:64,000円、3人世帯:69,800円

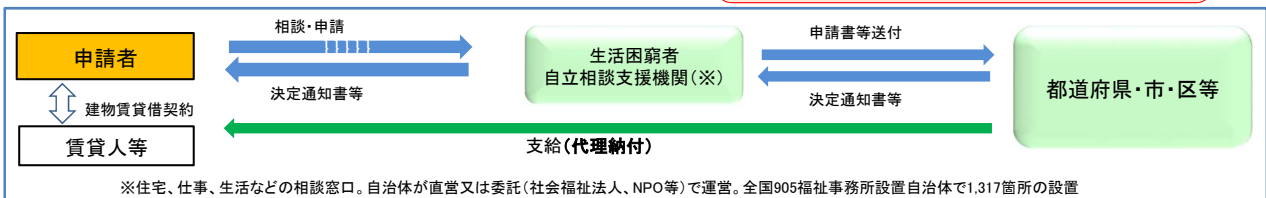
【支給期間】 原則3か月(求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能(最長9か月まで))

令和2年度に新規に申請し、受給を開始した者については、特例として、最長12か月まで再々延長が可能

【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

令和3年3月末までの間、特例として、解雇以外の休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月間の再支給が可能

【事業スキーム】



不安定居住者に対する支援情報サイト及び総合相談窓口の設置

参考(国事業)

- 住居を失った又は失うおそれのある生活困窮者には、路上等で生活するホームレスのほか、終夜営業店舗や知人宅等で寝泊まりする不安定な居住環境にある者が含まれる。
- そうした不安定居住者においては、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業や一時生活支援事業、住居確保給付金といった各自治体実施している支援等につなげることが重要である。
- このため、住まいに困窮する方に対する支援情報サイトを開設するとともに電話やメールによる総合相談窓口を設置し、各支援策の情報提供、地域の自治体の相談窓口等への案内、不安定居住者の実態把握のためのデータベース作成等を行う。

対象経費

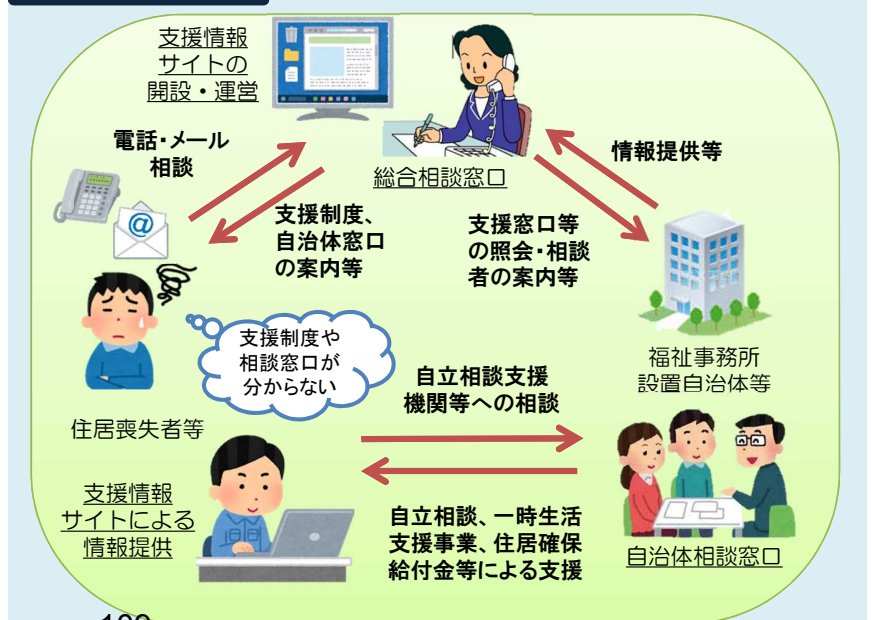
◇ 人件費、通信費、賃借料、消耗品費、情報サイトの開設費用、運用・保守等

※国事業(委託費)

事業内容

- 住居を失った又はそのおそれのある方が支援につながるため、生活困窮者自立支援制度における居住支援事業や地域の自治体の相談窓口などを分かりやすく紹介した情報サイトの開設・運営等による情報発信を行う。
- 電話相談窓口を設置し、住まいに困窮している方からの相談を電話やメール等で受け、各支援制度の紹介や助言等を行うほか、相談者が所在する自治体の相談窓口等につなぐ。
- 相談内容のデータベース化や情報サイトを活用したアンケートの実施等により、不安定居住者の実態把握を行う。

事業イメージ



個別事業の充実強化

生活困窮者自立支援制度における人材養成研修事業

参考(国事業)

○ 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症により集合型研修の開催が難しく、また、これまでの生活困窮者像とは異なる相談者の支援を支援経験が少ない者も実施することが求められる状況が生じている。このため、今後同様の状況が生じた場合においても、**全国で同一水準の研修を受けられる機会を確保するため、映像教材やe-learning教材を作成する。**

令和3年度研修事業(案)	日数	受講人数(予定)
自立相談支援事業従事者養成研修事業 (主任相談支援員研修、相談支援員研修)	2.5日間	240人(主任)程度
		240人(相談)程度
就労支援員・就労準備支援事業従事者研修	2.5日間	240人程度
家計改善支援事業従事者研修	2.5日間	300人程度
担当者研修(都道府県研修企画立案のための研修)	2日間	140人程度
テーマ別研修(ひきこもり研修)	3日間	240人程度

※国事業(委託費)

ホームレスの実態に関する全国調査

- 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」においては、ホームレスの自立の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的としている。
 - 特措法第14条に基づき、「国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、**ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。**」こととされている。
 - ホームレスの実態に関する全国調査については、毎年1月に実施している概数調査のほか、概ね5年毎に生活実態調査を実施することにより、必要な施策を検討していくこととしている。
 - 令和3年度において、国及び地方公共団体により生活実態調査を実施し、その結果については、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」の基礎資料とするほか、ホームレスの自立支援のための施策に反映していくこととする。
- (参考)過去のホームレス生活実態調査…平成15年、19年、24年、28年

保健福祉調査委託費

保健福祉調査地方公共団体委託費

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

特例措置の新規申請受付期限を令和2年12月末から令和3年3月末へ延長。なお、令和3年4月以降の新規貸付は本則で対応。

第3次補正予算:4,199億円
(予算措置額合計:1兆1,793億円)

令和元年度予備費交付額 267億円
令和2年度第1次補正予算額 359億円
令和2年度第2次補正予算額 2,048億円
令和2年度予備費(8/7)措置額 1,777億円
令和2年度予備費(9/15)措置額 3,142億円

- 新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。
- 万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。
→ これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化

【緊急小口資金】(一時的な資金が必要な方[主に休業された方]) 【総合支援資金(生活支援費)】(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等(※1)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内(※2)
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円×3月以内=60万円以内 (単身)月15万円×3月以内=45万円以内	同左(注2)
据置期間	6月以内	1年以内(※2)
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5%	無利子

再貸付を可能とし、緊急小口資金と合わせて最大200万円貸付可能

※1 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
※2 令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長。

注1 総合支援資金(生活支援費)については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

注2 特例措置においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、更に3月以内(60万円以内)追加で貸付を行うことができる。**また、令和3年3月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受けることを要件として、再貸付(3月以内60万円以内)を実施する。**

償還免除について: 償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。**(緊急小口資金については、令和3年度又は令和4年度の住民税非課税を確認し一括免除を行う。総合支援資金の償還免除要件等については引き続き検討。住民税非課税世帯を確認し10-対象は、借受人及び世帯主とする。)**

1. 特例貸付における総合支援資金の再貸付について

- 昨今の経済状況を踏まえ、令和2年3月25日以降に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯への再貸付を全国で実施するもの。
- 実施に当たっては、最大3か月間の資金交付が可能な総合支援資金の特例貸付の再貸付として行う。

【対象世帯】

- 以下の要件を満たす世帯とする。
特例貸付開始から令和3年3月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯
※ 再貸付申請以前に、自立相談支援機関による自立相談支援を受けることとする。

【貸付上限額】

- 追加での資金交付は、最大で3か月(更なる延長貸付はなし)。
- 1月あたりの貸付額については、特例貸付における単身(月15万円以内)又は二人以上(月20万円以内)と同じ。
※ これにより、特例貸付の最大貸付額は140万円から200万円に増加。

【据置期間】

- 1年以内

【申請期限】

- 令和2年3月以降実施している特例貸付と同じ、令和3年3月末までとする。

【その他】

- 上記以外については、償還免除特例を含めて既存の総合支援資金(特例貸付)と同じとする。

2. 緊急小口資金等の償還免除について

償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する(緊急小口資金については、令和3年度又は令和4年度の住民税非課税を確認し一括免除を行う。総合支援資金の償還免除要件については、引き続き検討。住民税非課税世帯を確認する対象は、借受人及び世帯主とする。)

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(仮称)の創設

令和2年度 第三次補正予算:140億円

【要旨】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮される方々を対象とする生活や住まい等に関する支援について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することができるよう、都道府県を中心とした取組を包括的に支援する。

【事業内容】

1. 感染症対策の徹底

- 保護施設等における衛生管理体制の確保
 - ▶ 感染症対策に要する衛生用品購入 ▶ 感染者発生時の消毒対応
 - ▶ 感染が懸念される入所者の一時的な居所確保 等

2. 生活や住まい等に関する支援の強化

- 福祉事務所や自立相談支援機関における相談支援体制の強化
- 生活困窮者自立支援の機能強化
 - ▶ 家計改善支援員による改善指導の強化
 - ▶ 不安定居住者に対するアウトリーチ支援、一時的な居所確保の強化 等
- ひきこもり当事者・経験者による相談支援の推進
- 自殺相談体制、自殺予防に関する人材養成・普及啓発の強化

3. 非対面方式による支援環境の整備

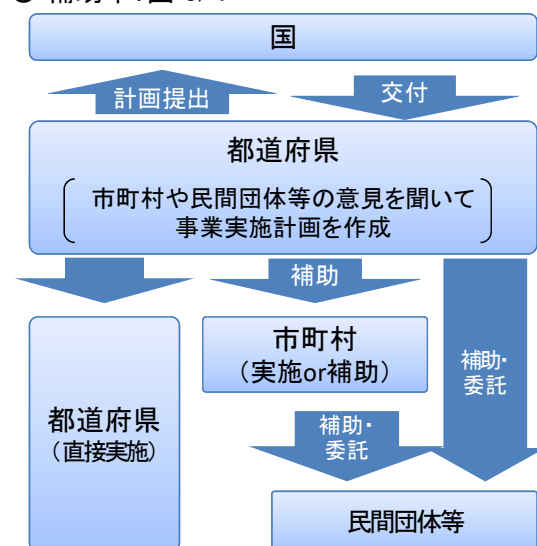
- ICT等を活用した就労支援メニューの開発・機器整備
- 子どもの学習・生活支援の遠隔実施の環境整備

等

【事業スキーム】

- 実施主体:都道府県(交付対象者)
※事業の実施に当たっては、都道府県の直接実施に加え、都道府県から補助を受けた市町村等が実施主体となる場合がある。

- 補助率:国 3/4



【要旨】

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(140億円)の内訳

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮される方への支援の強化が課題となっている。
- これまで、第2次補正予算による自立相談支援員の加配等を進めてきたところ、引き続き、自立相談支援体制の強化を図るとともに、地域の課題や実情を踏まえた家計改善支援の人員体制の強化、就労準備支援や子どもの学習・生活支援事業のICT化、住まい支援の強化等を進めることにより、出口支援まで一体的に生活困窮者自立支援制度の機能強化を促進する。

事業実施主体

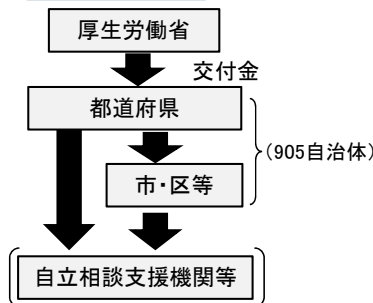
都道府県・市・区等
(福祉事務所設置自治体、
905自治体)

事業内容

各自治体において、次の内容など、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、生活困窮者の自立支援に関する必要な機能強化を行う。

- ① 自立相談支援員の加配や、電話・メール・SNSなどを活用による等による自立相談支援体制の強化
- ② 生活困窮者が新型コロナウイルス感染症対策である各施策の相談や申込等を行う際の支援を行う補助者の配置や、補助者に対する職場内訓練等を通じた人材育成
- ③ 住居確保給付金の申請処理のための事務職員の雇用など、円滑な事務処理体制の強化
- ④ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ⑤ 家計改善支援員の加配等による家計改善支援体制の強化
- ⑥ 自治体の商工部門等と連携した就労支援
- ⑦ 就労準備支援事業等において、オンライン等で実施する支援メニューの開発支援、機器整備。また、Eラーニング教材の作成や研修等を通じた支援の強化
- ⑧ 市区等の地域における就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの実施による就労支援の強化
- ⑨ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等
- ⑩ 子どもの学習・生活支援事業や一時生活支援事業において、困窮者と関係機関(学校、子ども食堂、庁内教育・住宅部局、不動産関連会社、居住支援法人等)のコーディネート機能を担う職員の加配による支援の強化
- ⑪ 不安定居住者に対するアウトリーチ支援に係る巡回相談支援の強化
- ⑫ 不安定居住者に対する一時的な居所確保の強化
- ⑬ 一時生活支援事業の実施促進に向けた共同実施体制整備への支援強化
- ⑭ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

補助の流れ



補助率

国 3/4

生活困窮者自立支援法の各事業の委託について

- 生活困窮者自立支援制度における事業の委託については、社会保障審議会の報告書(平成29年12月15日)において、以下の指摘があった。
 - ・ 「施行後3年と間もない状況において、その着実な実施・浸透を図っていくためには、**事業における支援の質や、積み上げてきた信頼関係の継続性の確保**や、**質の高い支援を行うことができる従事者の育成・確保が重要**である」こと
 - ・ 「事業における支援の質や継続性等の観点から、マニュアルの改正などにより、自治体に対して、**その委託に当たっての留意点を示すべき**である」こと
- また、改正生活困窮者自立支援法の参・附帯決議(平成30年5月31日)においても、以下が盛り込まれた。

「生活困窮者自立支援事業の委託契約に当たっては、事業の安定的運営やサービスの質の向上、利用者との信頼関係に基づく継続的な支援、人材の確保やノウハウの継承を図る観点から、**価格面での競争力や単年度実績のみで評価するのではなく、一定期間事業を委託した結果として得られた支援の質や実績を総合的に勘案して判断するよう、地方自治体に周知徹底**すること」
- 報告書・附帯決議の内容も踏まえ、「生活困窮者自立支援制度における自治体事務マニュアルの改訂について」(平成30年10月1日社発1001第1号)により、以下のとおり委託先選定に当たっての留意点を都道府県等に対して周知。

委託先の選定に当たっての留意点

- ・ 委託先の選定等に当たっては、事業の質の維持の観点から、**これまでの事業の評価結果を踏まえたものであること**
- ・ **事業の内容に着目した選定が望ましいこと**
- ・ **事業を利用する方の視点も踏まえた選定が望ましいこと**
- ・ 自治体の契約のルールも踏まえつつ、**事業の継続性の観点にも留意すること**
- ・ 制度施行後3年目と間もない期間の中で、**従事者の質的・量的確保を配慮した視点も重要**であること
- ・ 委託先の選定に当たっては、**事業の内容を中心とした総合的な評価を行うことが事業の質の維持等の観点から適切であり、価格のみの評価を行うことはその観点から必ずしも適切ではないこと**

こうした留意点の徹底により、生活困窮者自立支援制度の各事業における**支援の質の維持と継続性、委託事業における質の高い支援を行うことができる職員の安定的確保等**を図る。

4 地域福祉の推進関連

災害ボランティア活動への支援の推進

令和3年度予算案：16,800千円
：2.3億円

現状

- 昨今、災害時におけるボランティアの活躍により、災害ボランティアセンター（災害VC）の設置運営は重要であるとの機運が醸成。
- 社会福祉協議会（社協）は、地域福祉事業を通じて地域住民や行政機関・団体と関係が作られていること、全国的なネットワークを有していること等により、多くの災害VCの設置運営を担っている。
- 全国社会福祉協議会（全社協）への助成を通じて実施している、都道府県社協（都道府県）等向けの災害VCの設置目的や役割、社協が担う意義など災害VCに関する基礎的な知識、考え方に関する研修に加え、災害VCの設置運営に関する実践的・実務的な研修は行う。

令和3年度の取組

- 有事の際に自治体にける円滑な災害VCの設置運営が行われるよう、平時の段階から以下の取組を推進する。
 - ①全社協の研修において、災害VCの具体的な設置方法やボランティアの受入方法等、より実践的・実務的な研修を行うとともに、研修実施回数を増やし、都道府県における災害VCに関するノウハウの標準化を図る。
 - ②災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業を活用し、都道府県社協に市町村指導員を配置する等により、平時は市町村社協（市町村）への研修等を行うとともに、災害時には市町村社協による災害VCの設置運営を支援する。
 - ③市町村社協（市町村）においては、有事に備え、市町村指導員の指導・協力の下で、災害VCの設置運営の現地訓練等を行う。

所要額

- ◆全国社会福祉協議会による各都道府県・都道府県社協に向けた実務研修 **16,800千円**
 - ①全社協向け補助金（全国ボランティア活動振興センター運営事業）に実務研修費用を追加 **実施主体：全社協 補助率：定額補助**
- ◆災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金） **2.3億円**
 - ②都道府県社協による市町村社協への研修・指導経費への補助事業を創設
 - ③市町村社協における現地訓練等に必要経費への補助事業を創設 **実施主体：都道府県、市町村 補助率：1/2**

事業イメージ

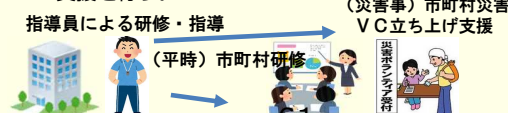
①全社協による実務研修

- 全社協から都道府県社協（都道府県）に対し、災害ボランティアに係る実務研修を行い、全国で災害ボランティアに関するノウハウの標準化を図る。



②都道府県社協（都道府県）による支援

- 都道府県社協（都道府県）が、管内の市町村社協（市町村）に対し、平時は、災害ボランティアセンター設置・運営研修等を行い、災害時には、市町村社協においてセンターを円滑に設置運営できるよう支援を行う。

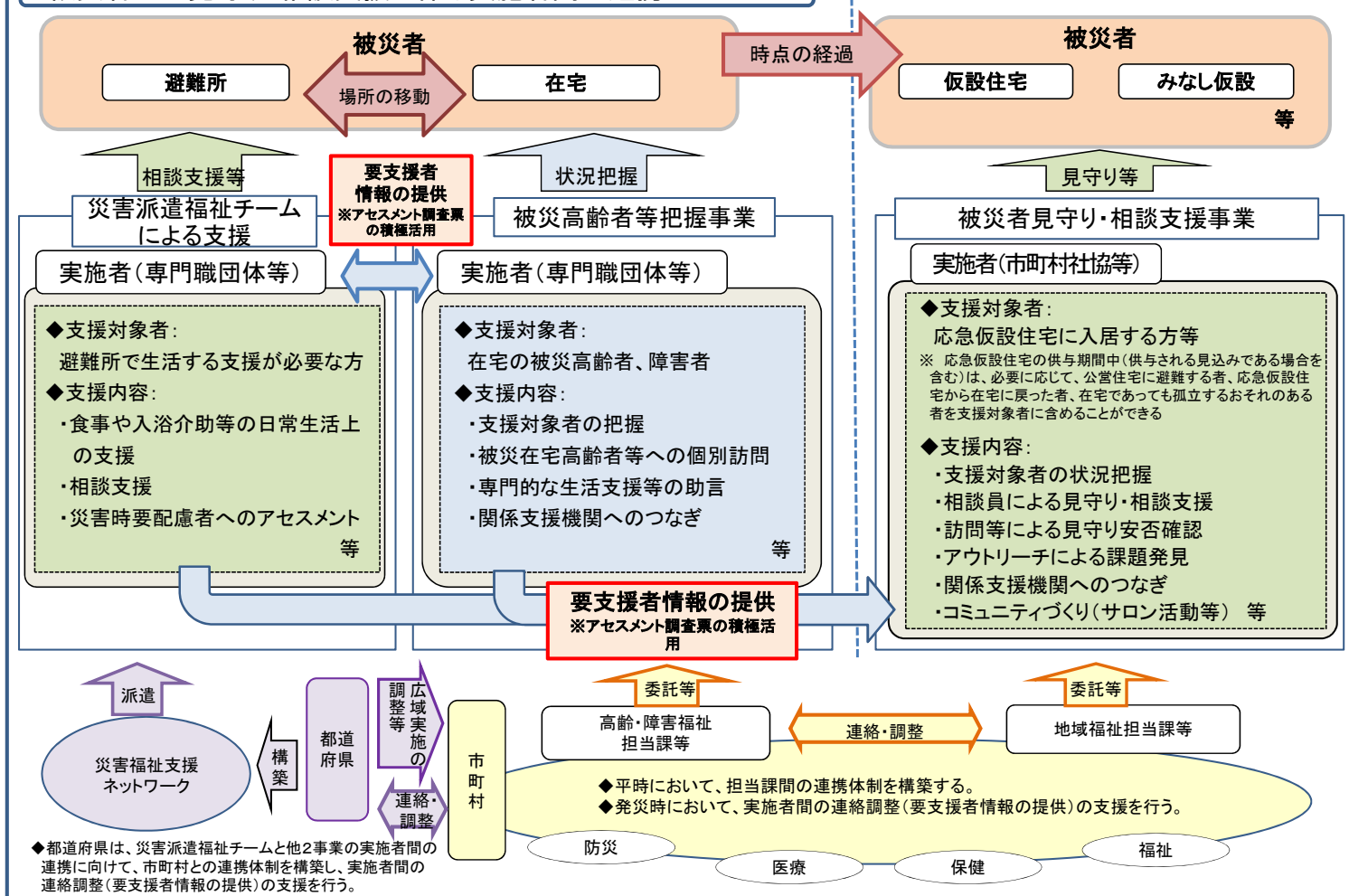


③市町村社協（市町村）における現地訓練等

- 各市町村社協（市町村）は、有事に備えて、都道府県社協の指導・協力の下で、ボランティアセンターの設置運営の現地訓練等を行う。



被災者への見守り・相談支援に係る実施者間の連携のイメージ



新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた民生委員活動の工夫例

○ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策が求められる中、民生委員は、地域住民とのつながり続けるために、日々、様々な工夫を凝らしながら、地域の実情に応じた活動を行っている。

感染拡大防止に配慮した活動の例

- ・ 電話やFAXによる安否確認
- ・ インターフォンを使用し、ドア越しでの安否確認
- ・ 暑中見舞いや小中学生(子ども民生委員)によるお手紙訪問
- ・ 高齢者宅へ往復はがきを出して、暮らしの様子や困り事を返信してもらう。
- ・ メールやLINEなどのSNSによる住民への声かけ、グルーブトーク
- ・ 夜に電気がついているか確認 等

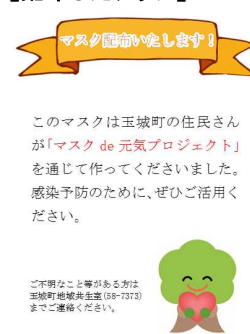
地域包括支援センター等と連携した活動の例

- ・ 民生委員が、有志の住民による手作りマスク、消費者被害防止に関するチラシ等を配布しながら、一人暮らし高齢者宅を訪問して生活状況を把握。
- ・ その後、地域包括支援センター、社会福祉協議会に訪問結果を共有し、訪問できなかった方、訪問した方のうち支援が必要と考えられる方については、地域包括支援センターや社会福祉協議会の職員が訪問し、生活状況の確認や相談支援などの対応を行う。

【有志の住民による手作りマスク】



【配布したチラシ】



特別定額給付金に関するお知らせ

給付金の「サギ」に注意!!
(詐欺)

絶対に教えない! 渡さない!

- 暗証番号
- 通帳
- 口座番号
- キヤッシュカード
- マイナンバー

市区町村や事務会などが以下を行うことは絶対にありません

- × 現金自動預払機(ATM)の操作をお譲りすること
- × 受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- × メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

「怪しいな?」と思ったら届かなくていいから大丈夫!

お問い合わせ先
市民生活課 188
お住まいの市区町村 市民生活課
0120-213-188
0120-213-188

0110

0110

民生委員活動の負担軽減、周知・広報に向けた取組例

民生委員協力員

- 民生委員の負担軽減や、新たな地域福祉の担い手(将来の民生委員候補者)の発掘等を目的に、民生委員の活動を補佐する「民生委員協力員」を配置。

(実施事例)

- ・ 地域のサロン活動等に協力員が参加することで、準備等に時間をかけることができるようになり、サロン活動が充実するとともに、民生委員の負担軽減にもつながる。
- ・ 民生委員経験者に協力員を委嘱し、民生委員の欠員地区でのサポートをするとともに、新任民生委員にアドバイスすることで、新任民生委員がポイントを踏まえた活動が可能に。安心感を与える。
- ・ 年齢要件により退任することが分かっている民生委員の後任候補者を協力員に委嘱し、民生委員とともに活動する中で、民生委員の役割等を学習。協力員を経験後、民生委員に就任。

※協力員の配置人数、委嘱者、活動内容、活動費等は自治体によって異なる。

子ども民生委員

- 小学生等を対象に、民生委員の役割等に関する授業を行い、「子ども民生委員」に委嘱。民生委員と一緒に一人暮らしの高齢者の訪問や見守り活動などを実施。子ども達が地域社会の一員として地域の高齢者について考える機会になっているとともに、民生委員のことを知ってもらうきっかけにもなっている。

【天草市社会福祉協議会の子ども民生委員】



●社会福祉協議会会長より委嘱状の交付



●認知症サポーター養成講座の受講



●お年寄りの方々にメッセージカードや児童が育てた花苗の配布



●地域マップ作り

行政のサポート

- 民生委員・児童委員の包括的な相談窓口として、民生委員・児童委員支援担当者(課長補佐以上)を庁内関係各課に置き、関係各課や関係機関との調整、必要に応じて現地に同行するなど、サポート体制を構築。(大分市の民生委員サポート体制)

地方改善事業の推進

(1) 地方改善事業費

令和3年度予算案 36億円

【要旨】

- 地域住民の福祉の向上や人権啓発の拠点となるコミュニティセンターとして高齢者、障害者、生活困窮など地域における社会的弱者の生活上の各種相談や人権啓発に係る取組みなどを総合的に行う隣保館の運営等の必要な経費を補助する。
- 北海道アイヌ集落における住民の生活改善、福祉の向上を図ることを目的として、アイヌ地区内に生活館を設置しており、生活館の運営費等を補助する。

(2) 地方改善施設整備費

令和3年度予算案 4.4億円

【要旨】

- 隣保館については、地域住民の福祉の向上や人権啓発の拠点となるコミュニティセンターとして地域住民が利用する施設であるとともに、災害時には、地域における被災者の避難場所としての役割を担う隣保館も多く見られる。一方で、隣保館の多くは、昭和30年から50年代に建設されていることから、旧耐震基準に則った構造となっているなど、耐震化に課題を抱えている館が多い。
- このため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、耐震化に課題を抱えている隣保館の整備等を行う。

生活館の運営等

生活館の運営に対する支援

○ 生活館は、アイヌ集落住民及びその周辺地域の住民に対して、生活上の各種相談事業をはじめ、社会福祉等に関する事業を総合的に実施することにより、地域住民の生活環境の改善を図るとともに、アイヌ集落住民及びその周辺地域の住民交流の場として、重要な役割を担っている。生活館の運営に要する費用について「地方改善事業費補助金」において支援を実施している。

※ 生活館の整備に要する費用については、令和元年度より「アイヌ政策推進交付金」により助成

地域住民の生活環境等の改善整備

○ 生活環境の改善を要する地域への共同施設等の整備について支援を実施している。

事業名	事業の概要
○ 地方改善施設整備費補助金	地域住民の生活環境等の改善を図るため市町村が設置する共同施設の整備等を行う。
地区道路・橋梁整備事業	地域住民の生活の改善を図るため、市町村道の拡幅改良又は新設を行う。
共同作業場整備事業	職住分離による生活環境の改善を図るとともに付随的に住民の経済向上対策の一環として就労の場を提供することを目的として共同作業場及び大型共同作業場の設置を行う。
し尿以外の生活排水及び雨水の排水路整備事業	日常生活において家庭から排出される雑排水の処理を主として行うための排水路の整備を行う。
墓地移転整備事業	墓地の散在、過密化等により生活環境が著しく阻害されている場合、当該墓地の移転及び納骨堂の整備を行う。

アイヌの人々のための生活相談

国事業

生活相談充実事業（アイヌの人々のための電話相談事業）

○ 北海道内に限らず存在するアイヌの人々からの生活上の悩みなどの電話相談に対応し、孤独感の解消を図るとともに、必要に応じ、地方公共団体、人権関係諸団体及びアイヌ関係団体等へ紹介等を行う。

○ 当該事業の実施に当たっては、以下の要件を満たす専任の電話相談員を配置するとともに、事業を円滑かつ効果的に実施するため、国及び地方公共団体の人権担当部局との連携を図るためのネットワークを備えている団体へ委託する。

- ① アイヌ文化・歴史、生活、人権などに精通していること。
- ② アイヌの人々からの相談実績があること。
- ③ 社会福祉、人権課題等に精通し適切な対応を行えること。

隣保館における先駆的な取組事例①

福岡県古賀市隣保館（ひだまり館）～スタンドアローン（一人で立つ）支援事業～

～スタンドアローン（一人で立つ）支援事業～

事業開始：2012年

対象：市内の中学生

目的：経済的に厳しい世帯や様々な事情を抱える世帯の中学生を中心に捉え、「貧困の連鎖を断つこと」、「将来へ希望を抱き自立した社会生活が営めること」を目的とする。

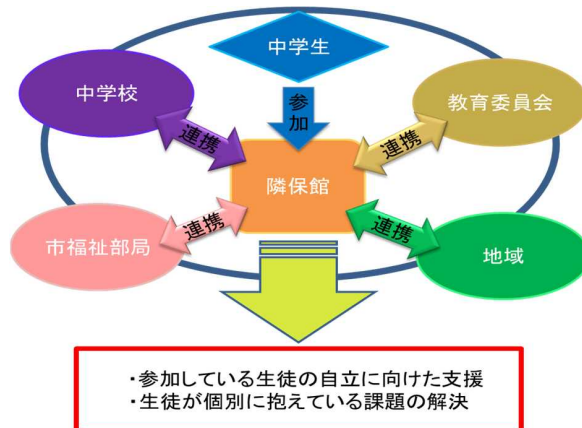
開催日程：火・木曜日：18時～20時

（6月から翌年3月）

参加者数：30名程度

～具体的な活動内容～

- ◆家庭学習支援
宿題、受験勉強等、各生徒により異なる学習ニーズに対して大学生や元教師、地域の方による補助的な学習支援を行う。
- ◆社会体験学習
科学実験、天体観測等子どもが将来について考えるきっかけとなるような活動を地域の方の協力を得ながら実施する。
- ◆居場所の提供
活動内容を制限せず、隣保館を提供する。



参加者の声

- ・学校には行きにくいけど、小学生の時からひだまり館の事業に参加していたので、スタンドアローンには通えます。(中学生)
- ・悩みをたくさん聞いてもらいました。何かあったら何でも報告します。アルバイトも自分では探せなかったのが支援してもらってすぐに働くことができてよかったです。(高校生)
- ・人の優しさや温かさ気づかせてもらい、助けられた分、自分も誰かを助けたいと思いました。市の職員になるという夢を叶えることができました。(市職員)

職員の声

- ・子どもたちがいくつになっても、自分の進む道に迷ったとき、つまりいた時は、隣保館という居場所を思い出し、いつでも自分の味方であり、支援してくれる人たちがいること、それを糧としてさらに一歩を踏み出せること、それが事業をやっている本当の目的だと思います。(指導員)
- ・地元の方の差し入れて調理をするなど、地域の方に見守られているのが伝わって、私にとっても居心地の良い居場所に成りました。(指導員)
- ・以前指導員をしていましたが、一旦離れました。事業が続いているのを知ってもう一度参加したいと思い連絡しました。(指導員)

隣保館における先駆的な取組事例②

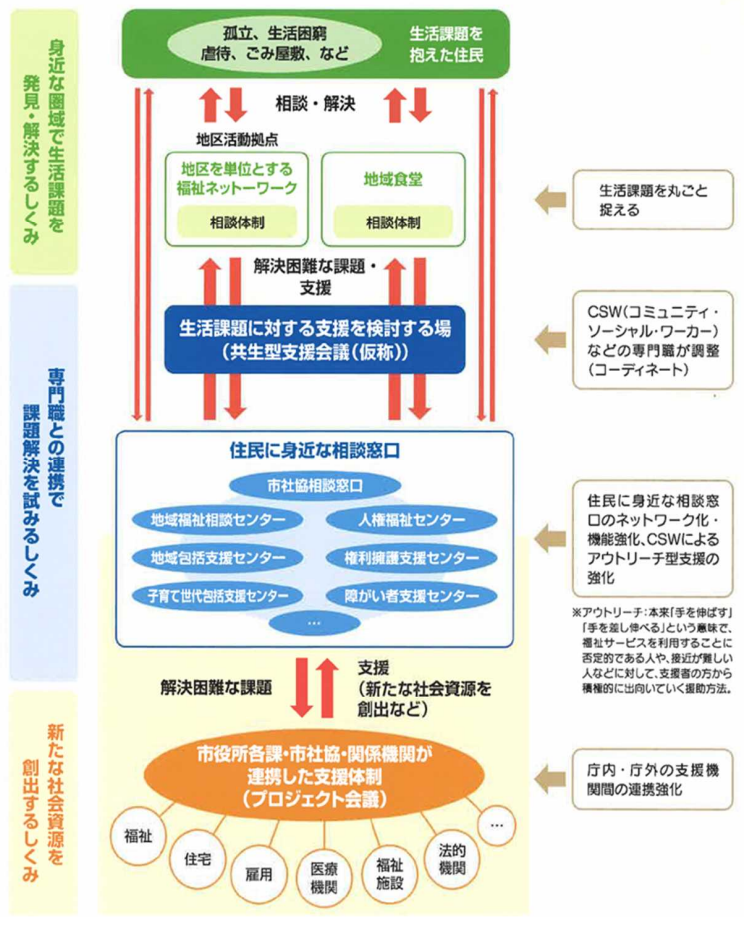
鳥取県鳥取市中央人権福祉センター ～人権福祉センターを核にした包括的支援体制の構築～

分野横断的な相談支援体制

	内容
行政による取り組み/共助・公助	・中央人権福祉センターでの相談支援体制を強化する。
民間の方向性 (主に住民・地域による取り組み/自助・互助・共助)	・中央人権福祉センターと地区で気軽に相談できる常設型の場とのネットワーク構築を進めます。 ・生活課題を抱える当事者への理解を進める。 ・地域に必要なサービスの把握と拡充に向けた、検討の場へ参画する。 ・早期支援のためのアウトリーチへの理解を進める。
市社協の役割	・人権福祉センターとの連携を強化する。

複合的課題への対応

	内容
行政による取り組み/共助・公助	・生活課題の包括的支援を協議する場(共生型支援会議(仮称))の設置を進める。 ・課題によっては、必要に応じ、関係部署・機関が連携した支援体制(プロジェクト会議)を構築する。 ・地域の関係機関や関係団体をはじめとした各分野の支援機関での支援事例等の情報を共有し、連携を推進する。
民間の方向性(主に住民・地域による取り組み/自助・互助・共助)	・地区内の地域課題、生活課題の話し合う場に参加し、早期発見、早期解決に向けて専門職との連携を図る。
市社協の役割	・各相談機関との連携の強化を図り、ネットワーク化を推進する。

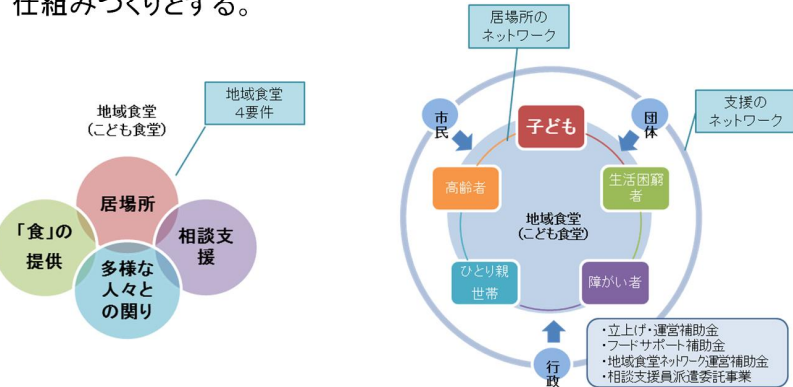


隣保館における先駆的な取組事例③

鳥取県鳥取市中央人権福祉センター ～鳥取市地域食堂ネットワークの取組～

「地域食堂」ネットワークの取り組み

- ・現在、鳥取市において「子ども食堂」をはじめ、様々な世代や対象に応じた食堂が展開され始めている。
- ・これらの食堂を、多元的な社会的居場所＝「地域食堂」として位置付けネットワーク化し、相互補完的に展開することによって、全世代、全対象型地域包括支援のための重要な社会資源、社会的仕組みとして機能する。
- ・さらに、「地域食堂」とそれを支援する地域の人々との社会的なつながりをつくり、出会いづくり、つながりづくりのための「空間づくり」の仕掛けとする。※「地域通貨」の活用
- ・「助けて」と言わなくても、身近な関係づくりのなかで、相互に気づきあうことを重視した支援。「つぶやき」を支援につなげる仕組みづくりとする。



名称	鳥取市 地域食堂ネットワーク
設立	平成29(2017)年11月27日 設立総会
目的	本会は、「子ども食堂」を核とした、生活困窮者や高齢者、障がい者など様々な立場の「地域食堂」が継続的・安定的に運営を行うため、「食堂」を支援する団体とも連携し、互いに支え合う仕組みを構築し、もって地域共生社会をめざす取り組みに資することを目的とする。
活動	(1) 情報交換会の開催及びネットワークへの参加呼びかけ (2) 寄付や提供食材等の共同管理 (3) 衛生管理に関する情報提供や講習会の開催 (4) ボランティア等の人材確保の支援 (5) 全体事業の実施 (6) 立上げに関する支援 (7) 活動の情報発信 (8) その他目的達成に必要な活動
構成	(1) 地域食堂を運営する団体 設立時：9団体 → 現在：19団体 + 5団体(3町) (2) 地域食堂を支援する団体 設立時：10団体 → 現在：29団体
役員	共同代表 (運営団体) パーソンサポートとっとり 代表 山根 恒 (支援団体) 社会福祉法人鳥取福祉会 理事長 松下 稔彦 会計監査 (運営団体) 江山子ども食堂運営委員会 代表 福田 和之
事務局	鳥取市中央人権福祉センター 〒680-0823 鳥取市幸町151番地 人権交流プラザ内

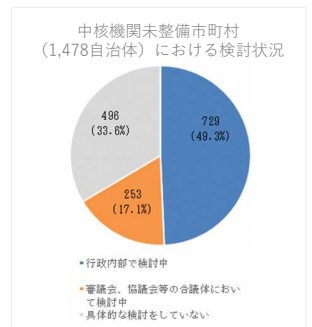
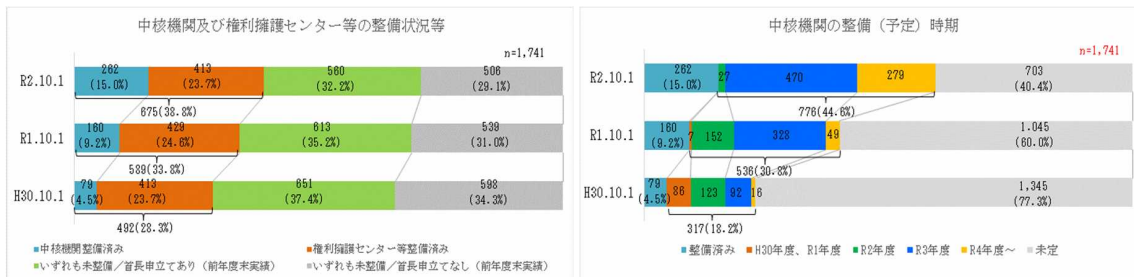
5 成年後見制度利用促進関連

成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果(令和2年度速報値・抜粋)

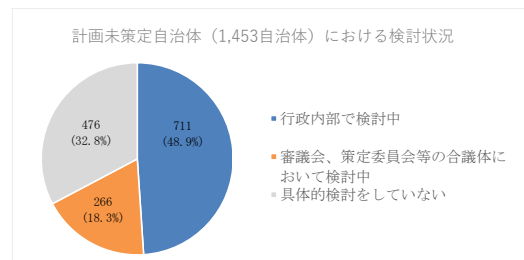
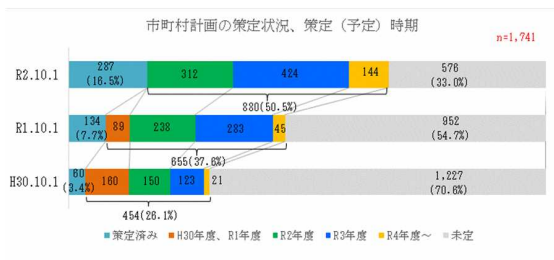
調査概要: 全国の市区町村(1,741自治体)及び47都道府県 調査時点: 令和2年10月1日(一部の調査項目は令和元年度実績等)

※数値は現在集計中の暫定値(R3.1末時点)であり、今後変動する可能性がある。

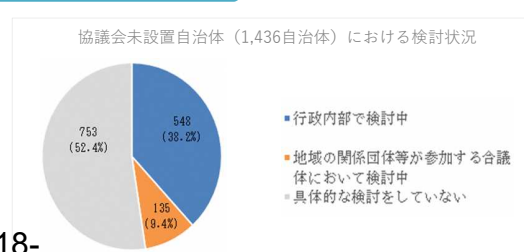
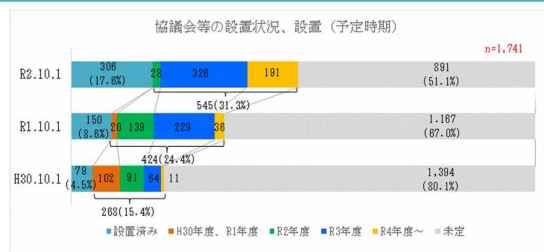
1 中核機関等の整備状況 <R2.10時点: 675市町村(38.8%) ⇒ R3末見込: 759市町村(43.6%) ⇔ KPI: 1,741市町村>



2 市町村計画の策定状況 <R2.10時点: 287市町村(16.5%) ⇒ R3末見込: 1,023市町村(58.8%) ⇔ KPI: 1,741市町村>



3 協議会の設置状況 <R2.10時点: 306市町村(17.6%) ⇒ R3末見込: 660市町村(37.9%) ⇔ KPI: 1,741市町村>



身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインについて

背景

- ▶少子高齢化の進展により、人口減少社会に突入しており、単身世帯の増加、親族の減少、近隣関係の希薄化がみられる。
- ▶一人暮らしの高齢者等を対象とした、身元保証や日常生活支援、死後事務等に関するサービスを提供する新しい事業形態(以下「身元保証等高齢者サポート事業」という。)が生まれている。
- ▶身元保証等高齢者サポート事業については、指導監督に当たる行政機関が必ずしも明確ではなく、実際に、身元保証等高齢者サポート事業に係る事業者の経営破綻により、サービスの提供が受けられず、預託金も返還されないという事態が生じている。

- ▶今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられる。
- ▶しかしながら、現在の成年後見制度の利用状況を見ると、成年後見制度の利用者数は近年、増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない。
- ▶成年後見制度の利用者が利用のメリットを実感できていないケースも多いと指摘がなされている。
- ▶近年、医療や救急等の現場において、認知症高齢者、知的障害者その他医療・介護を受けるに当たり意思決定することが困難な人に、必要な対応がなされていないケースも生じているとの指摘がある。

○「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」(平成29年1月消費者委員会)

建議事項2

厚生労働省は、高齢者が安心して病院・福祉施設等に入院・入所することができるよう、以下の取組を行うこと。

(1) 病院・介護保険施設が身元保証人等のいないことのみを理由に、入院・入所等を拒む等の取扱いを行うことのないよう措置を講ずること。

(2) 病院・福祉施設等が身元保証人等に求める役割等の実態を把握すること。その上で、求められる役割の必要性、その役割に対応することが可能な既存の制度及びサービスについて、必要に応じ、病院・福祉施設等及び都道府県等に示すこと。求められる役割に対応する既存の制度やサービスがない場合には、必要な対応策を検討すること。

○「成年後見制度利用促進推進基本計画」(平成29年3月)

2 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等

(2) 今後の施策の目標等

② 今後取り組むべきその他の重要施策

ア) 成年後見人等の医療・介護に係る意思決定が困難な人への支援等

○ 成年後見人等であって、医療・介護等を受けるに当たり意思決定することが困難な人が、円滑に必要な医療・介護を受けられるようにするための支援の在り方と、その中における成年後見人等の事務の範囲について、具体的な検討を進め、必要な措置が講じられる必要がある。

3 成年後見制度利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

(6) 成年後見人等の医療・介護に係る意思決定が困難な人への支援等の検討

③ 今後の方向性

○ 今後、政府においては、このような考え方を基本として、
・人生の最終段階における医療に係る意思確認の方法や医療内容の決定手続きを示した「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」等の内容や、
・人生の最終段階における医療や療養について患者・家族と医療従事者があらかじめ話し合う自発的なプロセス(アドバンス・ケア・プランニング)の考え方

も参考に、医療や福祉関係者等の合意を得ながら、医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を指針の作成等を通じて社会に提示し、成年後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう、できる限り速やかに検討を進めるべきである。

医療の現場における「身元保証・身元引受等」の役割や成年後見制度について、実態把握をする必要性。

身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインについて<概要>

ガイドラインの読み手

医療機関で勤務する職員の方々

ガイドラインの支援の対象者

身寄りがない人: 身寄りがない人に加えて、例えば次のような人を想定

- ① 家族や親類へ連絡がつかない状況にある人
- ② 家族の支援が得られない人

医療機関が「身元保証・身元引受等」に求めている機能・役割

- ① 緊急の連絡先に関すること
- ② 入院計画書に関すること
- ③ 入院中に必要な物品の準備に関すること
- ④ 入院費等に関すること
- ⑤ 退院支援に関すること
- ⑥ (死亡時の)遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関すること

※「身元保証・身元引受等」に対して医療行為の同意をする役割を期待している事例もあるが、医療行為の同意については、本人の一身専属性がきわめて強いものであり、「身元保証人・身元引受人等」の第三者に同意の権限はないものと考えられる(具体的な対応については、右欄「医療に係る意思決定が困難な場合に求められること」参照)。

身寄りがない人への対応

次の(1)~(3)に分けて具体的な対応を明示。どの場合でも、本人の意思を確認・尊重しながら支援を行うことが原則

- (1) 判断能力が十分な場合
- (2) 判断能力が不十分で、成年後見制度を利用している場合
- (3) 判断能力が不十分で、成年後見制度を利用していない場合

医療に係る意思決定が困難な場合に求められること

(1) 医療・ケアチームや倫理委員会の活用

意思決定が求められる時点で本人の意思が確認できない場合、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」(平成30年3月改訂 厚生労働省)の考え方を踏まえ、関係者や医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う必要。また、医療機関においては、身寄りがない人へのマニュアル作成、倫理委員会の設置などの体制整備を行うことも有効。なお、直ちに救命措置を必要とするような緊急の場合には柔軟な対応をする必要。

- ① 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ② 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返す。
- ③ 家族等がない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

(2) 成年後見人等に期待される具体的な役割

本人の意思決定が困難な場合において、成年後見人等が以下の役割を果たすことで、円滑に必要な医療を受けられるようにしていくことが重要。医療機関はこのような関わりが可能か成年後見人等に相談。

① 契約の締結等

▶ 必要な受診機会の確保・医療費の支払い

② 身上保護(適切な医療サービスの確保)

▶ 本人の医療情報の整理

③ 本人意思の尊重

▶ 本人が意思決定しやすい場の設定

▶ 本人意思を推定するための情報提供等

▶ 退院後、利用可能なサービスについての情報提供

④ その他

▶ 親族への連絡・調整(親族の関与の引き出し)

▶ 緊急連絡先、入院中の必要な物品等の手配、遺体・遺品の引き取り

6 消費生活協同組合関連

消費生活協同組合(生協)の概要について

生協とは

○ 消費生活協同組合は、組合員が出資し、組合員が組合員の生活の文化的経済的改善向上のための事業や助け合い活動を行い、組合員が利用する非営利の協同組織である(根拠:消費生活協同組合法(昭和23年))。

基本的原則

- ・一定の地域又は職域による人と人との結合(相互扶助組織)
- ・組合員の生活の文化的経済的改善向上
- ・加入・脱退の自由
- ・組合員の議決権・選挙権の平等
- ・組合員への最大奉仕、非営利
- ・員外利用の原則禁止
- ・政治的中立
(特定の政党のために利用してはならない。)

出資

組合員は出資1口以上を有しなければならない。

株式会社と生協の違い

生協
・店舗、宅配、共済などの事業
・社会的、公共的活動

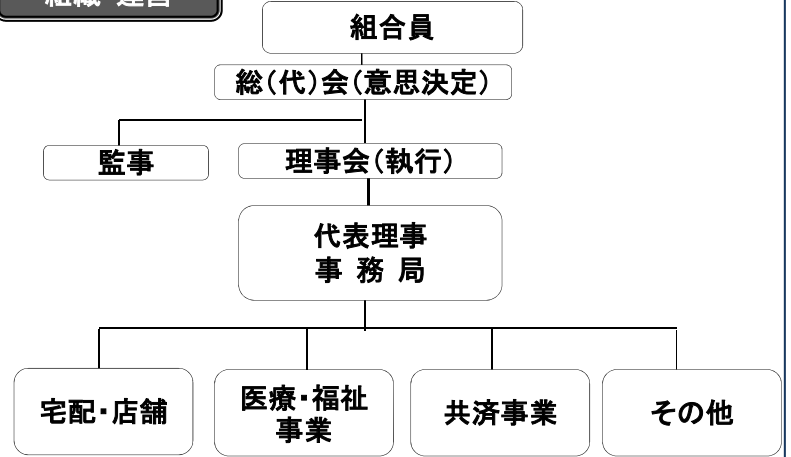
出資
運営
利用



組合員1人が1票の議決権等

出資が多くても少なくても平等である。

組織・運営



株式会社

出資・配当



大株主

・持株数が影響
・高配当
・投資目的

事業手段

出資・配当



小株主

スーパーマーケット

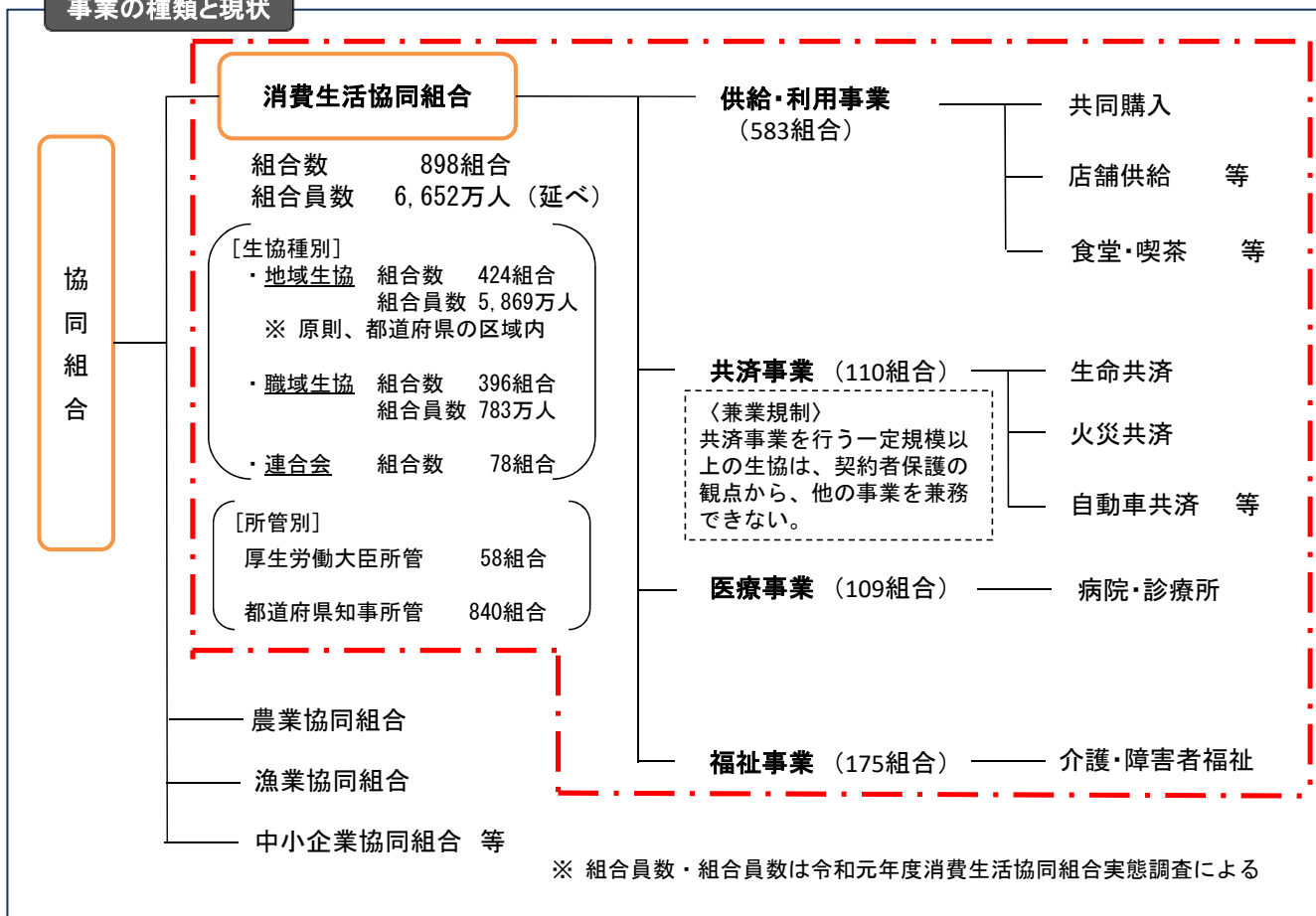
利用



消費者
お客様

消費生活協同組合(生協)の概要について

事業の種類と現状



生協の員外利用規制の見直し

- 人口減少、少子・高齢化、地域社会におけるつながりの希薄化等に対応する地域づくりが喫緊の課題となっている中で、生協においても、医療、高齢者の介護や日常生活支援、障害者支援、子育て支援等の「事業」や「組合員活動」の充実した事例が見られるようになっている。
- こうした活動のつながり等により、地域課題の解決に取り組む団体等から各種取組への協力を求められる場面も増加しているが、生協が関与することに意義があると考えられるものの、員外利用規制により実現困難となっている事例も見受けられる。



- 地域共生社会の実現に向け各地域で取組が進められている中で、生協が地域社会への貢献活動に取り組みやすくすることを目的として、今般、員外利用事業の追加を行うものである。
- 消費生活協同組合法施行規則第11条(省令)の改正
 ・ 員外利用させることが適当として行政庁の許可を得た場合に実施可能な事業の追加。

追加事業の内容

- 地域の課題解決を行う組織に対する物品供給

※ 行政庁の許可を必要とし、利用分量は組合員利用の20/100を上限。

消費生活協同組合法施行規則の改正内容

1. 改正内容

行政庁の許可を得て員外利用させることが認められる事業を列挙した、消費生活協同組合法施行規則第11条第1項第1号に、下記の通り「ト」を新設。

(組合員以外の者に事業を利用させることのできる場合)

第11条 法第12条第4項第3号に規定する厚生労働省令で定める事業は次の各号に掲げる事業とし、同号に規定する厚生労働省令で定めるところにより利用させる場合は当該事業の区分に応じ、当該各号に定める場合(組合員による利用分量と組合員以外の者による利用分量とを区別することができる場合に限る。)とする。

一 物品を供給する事業 次に掲げる場合

イ 学校その他の教育文化施設又は病院、保育所その他の医療施設若しくは社会福祉施設を設置する者が当該施設の利用者に対し必要な便宜を供与する場合において、当該設置する者に対し当該便宜の供与に必要な物品を供給する場合

ロ 職域による組合が、職務その他これに準ずる理由により当該職域を訪問した者に対し物品を供給する場合

ハ 他の組合に物品を供給する場合

ニ 組合の存する地域の交流を目的とする催しを実施する場合

ホ 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域以外で避難者に対し、必要と認められる期間物品を供給する場合

ヘ 組合が注文に応じて物品を自宅その他の場所に配送する方法により事業を利用することを希望する者に対し、一月以内の期間を定めて、試行的に当該物品を供給する場合

新設

ト 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第4条に規定する地域住民等(注)により構成された地域の課題の解決を図る取組を行う組織が、貧困その他の事由により生活を営む上で困難を有する者に対し必要な便宜を供与する場合において、当該組織に対し当該便宜の供与に必要な物品を供給する場合

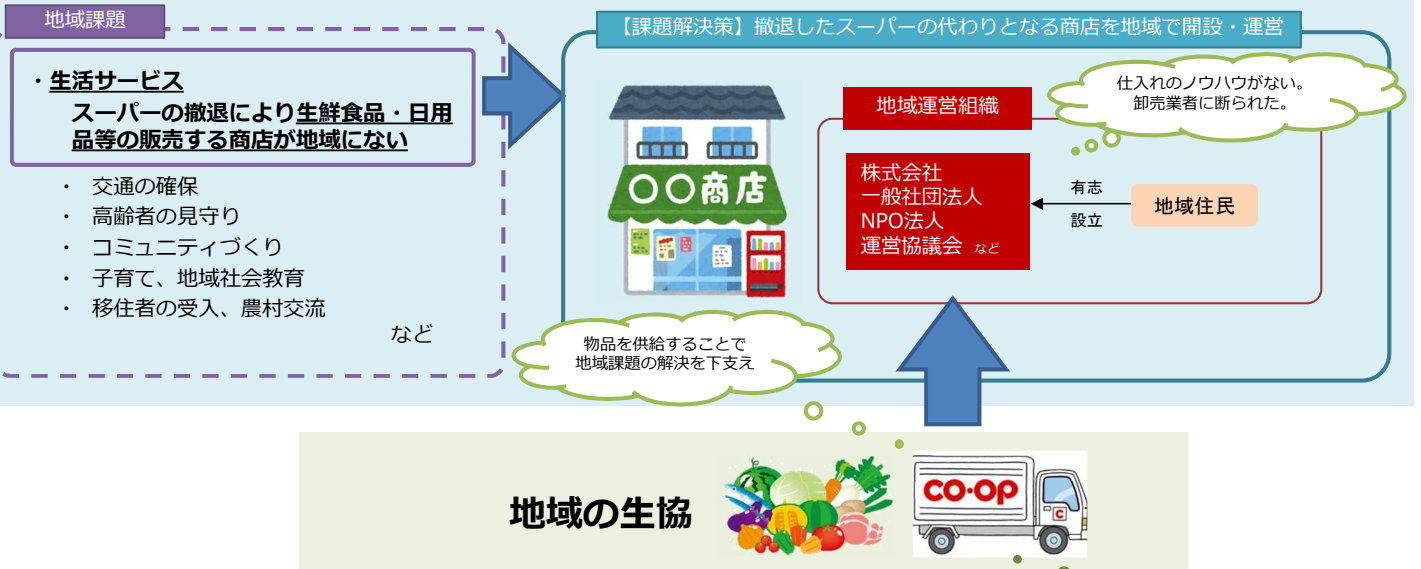
(注)地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者

2. 公布・施行期日

令和3年3月5日公布、同年4月1日施行

今般の改正により可能となる生協の取組の具体例

具体例 ① 地域が運営する店舗に対する物品供給



具体例 ② 生活困窮者の食糧支援等を実施する組織に対する物品供給

社会福祉協議会においては、生活困窮者に対して、緊急かつ一時的に生計維持が困難になった者に当面の食料を提供している。

主として、寄付された食品等を提供食料としているため、数量や内容にばらつきが生じ、支援に支障が生じてしまうケースがある。

生協はこれまで同様やむなく廃棄されてしまう食品などの無償提供にあわせ、社会福祉協議会のニーズに合った商品も供給可能となる。

生活困窮者支援を実施する組織



7 令和3年度予算案の全体像

令和3年度予算案の全体像 (1/2) (社会・援護局地域福祉課)

事 項	令和2年度 予 算 額	令和3年度 予 算 案	差 引 増 ▲ 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
1 地域共生社会の実現に向けた地域づくり				・新規 「地域共生社会の実現に向けた地域づくり」 予算全体 116億円
(1)重層的支援体制整備事業の実施				(1)重層的支援体制整備事業 7,605,571千円 ※社会・援護局、障害保健福祉部、老健局、子ども家庭局が計上した予算の計
・包括的相談支援事業	—	746,840	746,840	・包括的相談支援事業
・地域づくり事業	—	86,047	86,047	・地域づくり事業
・多機関協働事業等	—	973,260	973,260	・多機関協働事業等
(2)重層的支援体制の整備に向けた支援等				(2)重層的支援体制の整備に向けた支援等 3,978,242千円 ※社会・援護局が計上
・重層的支援体制整備事業への移行準備事業	(3,877,500) ※モデル事業予算	(3,668,895)	(▲208,605)	・重層的支援体制整備事業への移行準備事業
・重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	—	(281,577)	(281,577)	・重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業
・重層的支援体制構築推進人材養成事業	—	27,770	27,770	・重層的支援体制構築推進人材養成事業
2 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の推進			—	
<必須事業>	生活困窮者 自立支援制 度に係る補 助金・負担金 487億円	生活困窮者 自立支援制 度に係る補 助金・負担金 等 550億円 ※重層的支 援体制整 備事業分 を含む。		
・自立相談支援事業				
・住居確保給付金				
・被保護者就労支援事業(保護課所管)				
・被保護者健康管理支援事業(保護課所管)				
<任意事業>				
・就労準備支援事業				
・一時生活支援事業				
・家計改善支援事業				
・子どもの学習・生活支援事業				
・都道府県による市町村支援				
・福祉事務所未設置町村による相談				
・その他事業				
・被保護者就労準備支援事業(保護課所管)				
<委託費等>				
・居住支援相談窓口の設置・周知支援事業	—	20,562	20,562	・新規
・農業分野等との連携強化モデル事業	101,703	101,703	0	
・自立相談支援事業従事者養成研修事業 ／自治体・支援員向けコンサルティング	123,960	123,960	0	
・ホームレスの実態に関する全国調査	20,249	71,413	51,164	・5年毎の生活実態調査
・生活困窮者自立支援統計システム	10,164	35,428	25,264	・国庫債務負担の更新
・ひきこもりに関する地域社会に向けた普及啓発と情報発信	—	148,150	148,150	・新規
○令和2年度第三次補正予算 ・個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施 419,894,384千円 ・生活困窮者自立支援の機能強化 14,000,000千円の内数 ・ひきこもり当事者(ピアサポーター)等によるSNS・電話等による支援の充実 14,000,000千円の内数 ・都道府県による市町村プラットフォーム設置・運営の支援 14,000,000千円の内数				

※ ()は、生活困窮者自立支援制度に係る補助金・負担金の内数

令和3年度予算案の全体像 (2/2) (社会・援護局地域福祉課)

事 項	令和2年度 予 算 額	令和3年度 予 算 案	差 引 増 ▲ 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
3 成年後見制度の利用促進				
・成年後見制度利用促進体制整備推進事業	535,250	358,357	▲176,893	
・成年後見制度利用促進体制整備研修事業	30,645	32,364	1,719	
・後見人等への意思決定支援研修	50,433	55,163	4,730	
・任意後見・補助・保佐等広報相談体制強化事業	187,090	143,090	▲44,000	
<p>○令和2年度第三次補正予算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中核機関等の相談支援・体制整備におけるオンライン活用の推進 14,000,000千円の内数 ・条件不利地域での体制整備に向けた都道府県・市町村の共同・連携の推進 14,000,000千円の内数 ・成年後見制度利用促進に係る現状調査等事業 33,221千円 				
4 東日本大震災等被災者への見守り・相談支援及び災害ボランティア活動への支援の推進				
・東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援等の推進	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">被災者支援 総合交付金 (復興庁所管) 155億円 の内数</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">被災者支援 総合交付金 (復興庁所管) 125億円 の内数</div>	—	
・被災者に対する見守り・相談支援等の推進	(1,347,258)	(1,347,258)	(0)	
・災害ボランティア活動への支援の推進	225,250	225,250	0	
5 地方改善事業の推進等				
・地方改善施設整備費	443,152	443,152	0	・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 ・統一単価の見直し等 ・統一単価の見直し等
・地方改善事業費	3,610,388	3,618,211	7,823	
・アイヌの人々のための電話相談事業	5,792	5,785	▲7	
6 その他				
・全国社会福祉協議会の活動の推進	195,905	195,841	▲64	・統一単価の見直し等
・寄り添い型相談支援事業	750,000	750,000	0	
・その他本省費等	87,849	64,973	▲22,876	
合 計	6,377,830 487.1億円	8,227,319 550.3億円	1,849,489 63.3億円	内数表記以外の計 生活困窮者自立支援制度に係る補助金・負担金等 ※重層的支援体制整備事業分を含む。

※ ()は、生活困窮者自立支援制度に係る補助金・負担金の内数